

Title	地方自治体におけるデザイン政策の現状
Author(s)	長谷川, 光一; 永田, 晃也; 小林, 俊哉; 諸賀, 加奈; 大野, 正久; 栗山, 康孝
Citation	年次学術大会講演要旨集, 28: 666-669
Issue Date	2013-11-02
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/11802
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

地方自治体におけるデザイン政策の現状

○長谷川光一 永田晃也 小林俊哉 諸賀加奈 大野正久 栗山康孝
(九州大学科学技術イノベーション政策教育研究センター)

1. はじめに

天然資源に乏しい日本が持続的に競争優位を確保するための源泉のひとつとして、科学技術の振興は重要な位置にある。高度な科学技術力はイノベーションの実現を促進し、イノベーションを生み出す力が競争優位を確保する。このような考え方が科学技術振興の背後にあるとあって良いであろう。しかし、イノベーションは高度な科学技術力によってのみ生み出される訳ではない。近年、OECDにおいて、ノンテクノロジカルイノベーションの測定をオスロマニュアルに取り入れるなど、技術によらないイノベーションに対する注目が集まりつつある。このノンテクノロジカルイノベーションのひとつとして、デザインによるイノベーションがあげられる。

日本のデザイン政策は、1955年、国内メーカーが欧米のプロダクトデザインを模倣し、海外から非難を受けたことに端を発する。1958年に通商産業省にデザイン課が設置され、Gマーク認定制度の開始、輸出検査法の制定、輸出品デザイン法の制定等の様々な施策が実施されてきた。しかし、欧米企業、一部のアジア企業と比して、わが国の製造業におけるデザインの戦略的活用が必ずしも十分でないとの認識の下、2003年に経済産業省は「戦略的デザイン活用研究会」を設置し、提言を取りまとめると共に、デザイン・エクセレント・カンパニー表彰開始、デザイナー海外派遣事業開始等の施策を実施してきた（経済産業省、2009）。

デザインに関する施策は、デザイン政策単独ではなく、科学技術政策を含む様々な政策の中においても見られるようになってきた。第4期科学技術基本計画においては、重要課題達成のための施策の推進の中で、国民生活の豊かさの向上の一環として、デザイン・コンテンツの潜在力向上につながる研究開発を行うことが謳われている。2010年に閣議決定された新成長戦略では、7つの戦略分野の基本方針と目標のうち、フロンティアの開拓による成長の一環として、日本のコンテンツ、デザイン、ファッション、料理、伝統文化、メディア芸術などの「クリエイティブ産業を対外発信し、日本のブランド力向上や外交力の強化につなげることが謳われている。知的財産推進計画 2011 では、知的財産戦略のうち、クールジャパン戦略の一角を担うものとして、デザインが位置づけられた。

上述したように、日本においては、科学技術力によるイノベーションの振興が重要な施策として位置づけられている。一方で、ノンテクノロジカルイノベーションのひとつとして位置づけられるデザインに関する政策についてはどうか。

主として中央省庁におけるデザイン政策は、経済産業省が専門の課を設置しており、地方自治体においてもデザイン政策が実施されている。しかし、地方自治体では、どのような施策をどの程度の規模で実施しているのか、科学技術政策とどのような関係にあるのかなどは不明であった。

本稿では、地方自治体におけるデザイン政策の全体像、科学技術政策とデザイン政策の連携について分析した結果を報告する。

2. データ取得

政策分析に関するデータは、全国自治体を対象とした質問票調査によって取得した。質問票調査は、九州大学 科学技術イノベーション政策教育研究センター（以下、九大 CSTIPS と略す）が、科学技術振興機構（JST）による「戦略的創造推進事業（社会技術研究開発）」の助成を得て推進中の「地域科学技術政策を支援する事例ベース推論システムの開発」事業における調査の一貫として実施された。調査対象は、47都道府県、20政令指定都市、42中核市、それ以外の市町村を含む、合計1,789件の自治体である。平成25年8月末現在で1256件の回答が得られた（回収率70.2%）。このうち、本稿では、平成25年7月30日までに回収した867件のデータを用いた分析結果を報告する。

3. 調査結果

3.1. デザイン政策の定義

いわゆる“デザイン”については、その定義が多様であり（Walsh, 1996 等）、また企業のデザイン部門やデザイナーの役割や業務が拡大している。従って、デザイン政策も同様に、定義が多様で政策の対象範囲が広範になる可能性がある。本調査においては、デザイン政策を対象とするにあたり、特にものづくりに関係する部分に関連する政策に焦点をあてることとした。具体的には、デザイン政策を「地域の企業や大学、住民等を対象に、デザイン活動に関する普及・啓蒙・利用促進などを行う施策」とし、具体例として製品の外形を対象とするデザイン活動、製品の使い勝手・インターフェース等の改善に関する活動、製品のパッケージに関する活動、その他職業デザイナーが関与する製品・サービスの開発活動を例示した。

3.2. デザイン政策の実施状況

まず、デザイン政策の実施状況について概観する。2012 年度におけるデザイン政策の実施状況について尋ねた。デザイン政策の実施については、1 自治体が未回答であったため、回答のあった 866 自治体のうち、デザイン政策を実施している自治体は 107（12.4%）であった。この結果を自治単位の区分別に見ると（表 1）、総じて規模の大きい自治体においてデザイン政策を実施していることが見て取れる。すなわち、都道府県レベルの自治体では 71.0%の自治体においてなんらかのデザイン政策を実施し、政令市でも 53.8%が実施している一方で、市では 10.4%、町・村での実施割合は 10%を下回っている。

表1. デザイン政策の実施状況			表2. 具体的に実施しているデザイン政策		
デザイン政策の実施				N	実施割合
	N	実施数			
都道府県	31	71.0%	推進委員会の設置	93	19.4%
政令市	13	53.8%	振興団体の設立	93	12.9%
中核市	22	18.2%	認証事業	93	20.4%
市	364	10.4%	開発製品の販売ショップ運営	93	11.8%
区	12	25.0%	地域ブランド品の展示スペースの設置	93	31.2%
町	339	8.8%	産学官連携の促進	93	43.0%
村	85	3.5%	展示会の開催	93	30.1%
合計	866	12.4%	コンペの実施	93	18.3%
			表彰制度	93	22.6%
			デザイン開発時の資金支援	93	26.9%
			デザイン開発時の人的支援	93	37.6%
			域外デザイン活動の情報提供	93	25.8%
			デザイナーと知り合う場の提供	93	26.9%
			地場産業振興のためのデザイン関連施策	93	65.6%

注：デザイン政策を実施すると回答した自治体のうち、上記項目に1つ以上実施と回答した自治体を対象に集計

3.2. デザイン政策の中身

次に、どのようなデザイン施策が実施されているかを見てみよう。ヒアリング・文献調査等で明らかになった施策を参考に 14 の施策についての質問項目を設定し、これらの実施状況について尋ねた。14 の施策のいずれか 1 つ以上を実施と回答した自治体は 93 あった。集計結果（表 2）を見ると、最も実施されている施策は地場産業振興のためのデザイン関連施策であり、65.6%の自治体が発行している。次いで産学官連携の促進（43.0%）、デザイン開発時の人的支援（37.6%）、地域ブランド品の展示スペースの設置（31.2%）となっている。

自治体を規模により 3 つに分類¹した上で施策の実施状況を見ると（表 3）、区分別で異なった傾向が見て取れる。すなわち、都道府県（N=21）においては、最も実施されている施策がデザイン開発時の人的支援（76.2%）であり、ついで地場産業振興のためのデザイン関連施策（61.9%）、展示会の開催（57.1%）となっているのに対し、政令市・中核市（N=11）においては、地場産業振興のためのデザイン施策を実施している自治体が 81.8%となっている。次いで、デザイナーと知り合う場の提供（72.7%）、

¹ 都道府県、政令指定都市と中核市、市区町村の 3 区分に分類した

デザイン開発時の人的資源・域外デザイン活動の情報提供（いずれも 63.6%）となっている。市区町村（N=63）では、地場産業のためのデザイン開発支援を行う自治体が 61.9%となっており、ついで産学官連携の促進（38.1%）、デザイン開発時の資金支援・地域ブランド品の展示スペースの設置（30.2%）となっている。また、どの施策を実施しているかをカウントすると、平均して 3.86 種類の施策が実施されていた。地場産業振興のためのデザイン関連施策は、いずれにおいても高い実施割合であるが、それ以外の施策では実施割合に差が見られる。

実施されている施策の多様性を見るため、実際にどの施策が実施されているかを計算すると、都道府県では 5.14 種類、政令市・中核市では 5.45 種類、市区町村では 3.16 種類であった。このデータからは、施策の規模等については把握できないが、幅広さという点からみると、都道府県よりもむしろ政令市・中核市においてデザイン政策が積極的に実施されている可能性が伺える。

表3. 自治区分別 具体的実施しているデザイン政策

	都道府県		政令市・中核市		市区町村	
	N	%	N	%	N	%
推進委員会の設置	21	19.0%	11	18.2%	63	19.0%
振興団体の設立	21	28.6%	11	27.3%	63	4.8%
認証事業	21	23.8%	11	0.0%	63	22.2%
開発製品の販売ショップ運営	21	4.8%	11	0.0%	63	15.9%
地域ブランド品の展示スペースの設置	21	33.3%	11	27.3%	63	30.2%
産学官連携の促進	21	52.4%	11	45.5%	63	38.1%
展示会の開催	21	57.1%	11	54.5%	63	15.9%
コンペの実施	21	23.8%	11	27.3%	63	14.3%
表彰制度	21	42.9%	11	27.3%	63	14.3%
デザイン開発時の資金支援	21	9.5%	11	36.4%	63	30.2%
デザイン開発時の人的支援	21	76.2%	11	63.6%	63	19.0%
域外デザイン活動の情報提供	21	38.1%	11	63.6%	63	14.3%
デザイナーと知り合う場の提供	21	42.9%	11	72.7%	63	12.7%
地場産業振興のためのデザイン関連施策	21	61.9%	11	81.8%	63	61.9%

3. 3. 科学技術政策とデザイン政策の関係

科学技術政策とデザイン政策の関係を見てみよう。本稿が分析に用いた調査票では、公設試験研究所の運用、地域の企業等を対象とした研究開発支援など、科学技術政策の実施状況を 10 種類の施策の実施の有無によって捉えている。ここでは、10 の質問のうち、いずれか 1 つ以上の施策を実施している自治体を科学技術政策の実施自治体とする。その上で、科学技術政策の実施状況とデザイン政策の実施状況についてクロス集計をしたところ（N=866）、科学技術政策とデザイン政策の双方を実施している自治体は 56（回答自治体の 6.5%）、科学技術政策のみを実施している自治体は 97（同 10.4%）、デザイン政策のみを実施している自治体は 51（5.9%）、いずれも不実施の自治体は 662（76.4%）となった。自治単位の区分別にみると（表 4）、都道府県では全ての回答自治体が科学技術政策を実施しており、デザイン政策も同時に実施している自治体が 22、不実施が 9 である。政令市・中核市では、科学技術政策・デザイン政策の双方とも実施が 9、科学技術政策のみの実施が 16、デザイン政策のみの実施が 2 自治体あった。市区町村では、双方実施が 25、科学技術政策のみの実施が 72、デザイン政策のみの実施が 49 であった。

科学技術政策とデザイン政策を双方とも実施している自治体は、2 つの政策を連携させているのだろうか。科学技術政策とデザイン政策を連携させていると回答した自治体は 12 あった。これは科学技術政策とデザイン政策の双方を実施している 56 自治体の 21.4%にあたる。内訳は都道府県が 7 自治体、政令市・中核市が 4 自治体、市区町村が 1 自治体である。

具体的な連携の方法としては、a「研究開発関連の支援企業にデザイン施策を紹介する」が 3 自治体、b「科学技術政策を担当する部・課がデザイン政策を兼務する」が 8 自治体、c「技術力の優れた自治体にデザイン政策に関する情報を提供する」が 6 自治体であった。13 自治体のうち、上記の連携方法を複数組み合わせている自治体は 3 自治体であった。

表4. 自治単位別 科学技術政策とデザイン政策の実施状況

	科学技術政策	デザイン政策		
		実施	不実施	合計
都道府県	実施	22	9	31
	不実施	0	0	0
	合計	22	9	31
政令市・中核市	実施	9	16	25
	不実施	2	8	10
	合計	11	24	35
市区町村	実施	25	72	97
	不実施	49	654	703
	合計	74	726	800
合計	実施	56	97	153
	不実施	51	662	713
	合計	107	759	866

表5. 自治単位別 科学技術政策とデザイン政策の連携内容

	都道府県		政令市・中核市		市区町村	
	N	実施数	N	実施数	N	実施数
研究開発支援企業へのデザイン施策の紹介	7	28.6%	4	0.0%	1	0.0%
科学技術政策担当部・課がデザイン政策を兼務	7	57.1%	4	50.0%	1	100.0%
技術力の優れる企業へのデザイン政策情報提供	7	42.9%	4	50.0%	1	0.0%
その他	7	0.0%	4	0.0%	1	0.0%

4. 考察と今後の課題

以上、自治体におけるデザイン政策の実施状況、科学技術政策とデザイン政策との関係について報告した。デザイン政策の実施は、自治体の規模が大きいほど、実施割合が高くなっているが、市区町村においても一定程度の自治体がデザイン政策を実施している。自治体の規模別で分類した3つの区分別に見ると、都道府県と政令市・中核市、市区町村では、実施している施策の傾向が異なっている。この差はこれまで実施してきたデザイン政策の歴史や産業特性等が影響していることが考えられる。

科学技術政策とデザイン政策の連携についてみた結果、科学技術政策とデザイン政策を同時に実施している自治体は回答自治体の6.5%にあたる56自治体であった。同様に、科学技術政策のみを実施している自治体は11.2%、デザイン政策のみを実施している自治体は5.9%である。この割合は自治体の規模で変わっており、自治体規模が小さくなるにつれ、デザイン政策のみを実施している自治体が多くなっている。この理由として、デザイン政策は比較的小規模予算で実施しやすい、効果が上がりやすい等の特徴がデザイン政策にあることが考えられる。科学技術政策とデザイン政策を同時に政策を実施している自治体において、科学技術政策とデザイン政策の連携をとっている自治体は2割であった。具体的な連携策としては、「同一部・課において科学技術政策とデザイン政策を担当する」自治体が多い。一方で、科学技術関連施策によって技術力が高まった企業の出口戦略としてデザイン政策を位置づけている自治体は数少なく、科学技術政策とデザイン政策の連携は例外的に実施されているといえるだろう。

本稿で用いたデータは調査途中のものであるため、調査終了後、改めて集計・分析を行い、自治体別・地域別等の政策の特徴などを分析予定である。また、なぜ一部の自治体では、科学技術政策・デザイン政策のみを実施しているのか、科学技術政策とデザイン政策の実施・不実施によって、自治体内のイノベーションにはどのような影響があるのか、二つの政策を連携させる事の利点や欠点、連携の難しさ等について分析を実施する予定である。

5. 参考文献

- [1] 経済産業省『デザイン政策ハンドブック 2009』。
- [2] Walsh, V., 1996, “Design, Innovation and the Boundaries of the firm”, Research Policy, Vol.25, pp509-529.